

さらなる総合的な少子化対策の充実に関する意見書

2005年版「少子化社会白書」では、2004年の合計特殊出生率が1.288と過去最低を更新したことを踏まえ、我が国を初めて「超少子化国」と位置づけているほか、国勢調査速報値においても、予想を上回る少子化の進行によって、「人口減少社会」に転じたことが公表されている。

国においては、これまでもさまざまな少子化対策を講じてきたが、依然として少子化傾向が続いているため、これまでの施策を検証するとともに、効果的な支援策についてさらなる検討が必要である。その際は、少子化対策には、単に少子化に歯止めをかけることだけを目的とするのではなく、すべての子供たちが「生まれてきてよかった」と心から思える社会、子供たちの瞳が生き生きと輝く社会を実現する視点が重要である。

また、我が国の将来を担う子供たちの健やかな成長のために、さらには安心して子供を生み育てられる社会づくりのために、経済的支援のほか、地域や社会における子育てのための環境整備や労働環境の見直しなどの社会全体で子育てをサポートする体制を充実すべきである。

よって、国においては、さらなる総合的な少子化対策として、下記事項を実現するよう強く要請するものである。

記

- 1 児童手当制度について、支給額の増額、支給対象年齢の引き上げ、所得制限の緩和など、さらなる拡充を図ること。
- 2 出産育児一時金の増額を初め、妊産婦健診への助成拡大など、出

産費用等の負担軽減策を強化すること。

- 3 税制や融資等の優遇による子育てに適した住宅確保のための支援、公共賃貸住宅における多子世帯の優先入居などの支援など、子育て世帯の経済的負担を軽減するための良質な住宅環境の確保を図ること。
- 4 休日保育や延長・夜間保育の推進など、子供を預けやすい多様な保育システムの一層の充実を図ること。
- 5 放課後児童対策として、放課後児童健全育成事業等のさらなる充実を図ること。
- 6 仕事と家庭生活との両立が図れるよう、柔軟な就業形態の導入促進や育児休業制度の充実など、労働環境の整備に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成18年 3 月23日

秋田市議会

内閣総理大臣	小	泉	純一郎	様
財務大臣	谷	垣	禎一	様
文部科学大臣	小	坂	憲次	様
厚生労働大臣	川	崎	二郎	様

金融経済財政政策担当大臣

与謝野 馨 様

少子化・男女共同参画担当大臣

猪 口 邦 子 様

衆議院議長 河 野 洋 平 様

参議院議長 扇 千 景 様